

議案第 5 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年12月24日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

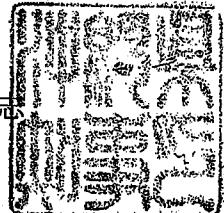
議案「沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例(案)」に対する意見

議案「沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例」については異議ありません。

總行第574号
平成26年12月10日

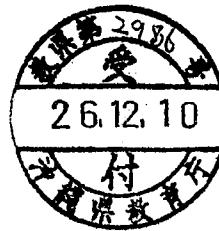
沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 翁長雄志



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）」について、貴委員会の意見を求めます。



条例案の概要の説明

部課名 総務部行政管理課

1 件名

沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことにより、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を締結できるとされたこと及び連携協約に係る紛争があるときは当事者である普通地方公共団体は自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができるとされたことに伴い、沖縄県自治紛争処理委員が担任する事務に、連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示に関する事務を追加する必要がある。
- (2) 市町村教育委員会が設置する就学指導委員会の機能が拡充されることを踏まえ、沖縄県心身障害児適正就学指導委員会の名称を変更し、及び担任する事務を障害のある児童及び生徒の障害の程度及び就学支援に関する事項について意見を答申することに改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県自治紛争処理委員が担任する事務に、連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示に関する事務を加える。（別表関係）
- (2) 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会の名称を変更し、並びに障害のある児童及び生徒の障害の程度及び就学支援に関する事項について意見を答申することとする。（別表関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方自治法第138条の4及び第202条の3

5 関係各課との調整状況

市町村課、教育庁県立学校教育課及び財政課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料

乙第 号議案

沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。
別表知事の項中「紛争の調停」の次に「、同法第252条の2第1項に規定する連携協約
に係る紛争を処理するための方策の提示」を加え、同表教育委員会の項中「沖縄県心身障
害児適正就学指導委員会」を「沖縄県就学支援委員会」に改め、「心身に」を削り、「就
学についての適正な診断、判定及び就学指導」を「障害の程度及び就学支援に関する事
項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年 月 日提出

沖縄県知事名

理 由

沖縄県自治紛争処理委員が担任する事務に連携協約に係る紛争を処理するための方策
の提示に関する事務を加えるほか、沖縄県心身障害児適正就学指導委員会の名称及び担
任する事務を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県附属機関設置条例（昭和41年沖縄県条例第50号）新旧対照表			
	改 正 案	現 行	
第1条 略			
		(設置)	
		第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、県の執行機関の附属機関として別表に定める機関を置く。	
別表 (第1条関係)		別表 (第1条関係)	
		附属機関の属する執行機関	附属機関
知事		知事	担任する事務
沖縄県自治紛争処理委員会		沖縄県自治紛争処理委員会	地方自治法第251条第1項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、同法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び同法の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理に関すること。
教育委員会		教育委員会	心身に障害のある児童及び生徒の就学についての適正な診断、判定及び就学指導委員会に対し意見を答申すること。 障害のある児童及び生徒の程度及び就学支援に関する事項について、教育委員会に対し意見を答申すること。